

0（前文） 事務局修正提案文（20080809）

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、かつて当地と江戸とを結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、武蔵野の面影を現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

私たちは、今、地方分権の時代を迎え、これまでの国への依存体質と決別して、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという原則のもとに、市民主権の地方自治を確立し、個性豊かな自立したまちを拓いていくことが求められています。

また、私たちは、一人ひとりが個人として尊重され、安心安全を享受して生活することができる「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に努めるとともに、先人たちが残してくれた豊かな自然を次世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民が主役となり、市と情報を共有して自らの責任においてまちづくりに参画し、市は開かれた市政運営と市民参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市が協働することにより、個性豊かな自立したまちを築き上げる必要があります。

このような認識のもとに、私たちは、北本市における自治の基本理念とその基本的事項を明らかにし、活力のある、豊かさの実感できるまちをみんなの力で築くため、ここに北本市自治基本条例を定めます。

【条文作成の背景】

北本市の憲法である「自治基本条例」の制定にあたって、北本市が新たなまちづくりを決意する宣言文として前文を作成しました。したがって、文中の「私たち」は、市民、議会、市の3者を含めた「北本市」を指します。

この前文は、1まちの歴史、文化と環境 2新たな自治のかたち 3まちのあるべき姿 4その実現のために必要なこと 5自治基本条例を制定する意義 の5つの段落で構成しています。

北本市の自治の基本理念として、「自己決定・自己責任」「市民主権」を掲げ、市民憲章の「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市のまちのあるべき姿として整理しました。

第1段落

『宿場町のなごりである「本宿」』という表現だけで、北本市の名前の由来を説明することは難しいため、その部分は削除して、市域における歴史的な背景と地理を「中山道」と「荒川」を使って表現することとしました。また、『高尾河岸』の文言についても、市域には他の場所にも河岸が開かれていたことから『当地と江戸とを結ぶ舟運』という表現に改めました。

さらに、後段の文章表現については、先人たちが今の時代に残してくれたものは、豊かな自然だけではなく、荒川の肥沃な土と雑木林による堆肥等、豊かな自然の恩恵を受けて農業を営み、荒川と中山道という物流経路を活用して交易を行うなど、日々の生活を送る中で、北本市の歴史と文化をも今に残してくれたものと考え、そのことを新たに付け加えました。

第2段落

新たな自治の形を表現する項目では、2000年の地方分権一括法施行前と施行後の国と地方との関係の変化について記載しておく必要があると考えました。

全てのことを国が決めて、それに従っていればよかった従来の中央集権体制から、国は全国に共通する一部のことのみを担い、地方のことは地方で決め、責任を持ってそれにあたるという分権社会の到来によって、地域ごとのまちづくりのルールが必要になったことをここで述べました。

また、この段落で自治の基本理念として「自己決定・自己責任」、「市民主権」を表しました。

第3段落と第4段落

北本市のあるべき姿として、「緑にかこまれた健康な文化都市」を築き、先人から引き継いだ豊かな自然を後世に残さなければならないことを先に記して、それを実現するために市民と市が取り組むべきことを記載する構成に改めました。

第5段落

市民、議会、市の三者としての「北本市」が第2段落で示した基本理念に基づいて、まちづくりを進めるための仕組みを自治基本条例という形で整備することを宣言する文に改めました。